証券コード　7514
平成30年11月９日

株　主　各　位

岐阜県岐阜市江添１丁目１番１号
株式会社ヒマラヤ
代表取締役社長　後　藤　達　也

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年11月27日（火）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年11月28日（水）午前10時（受付開始　午前９時）

２．場　　所　岐阜県岐阜市橋本町１丁目10番地11
じゅうろくプラザ　５階　大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項

報告事項
１．第43期（平成29年９月１日から平成30年８月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第43期（平成29年９月１日から平成30年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.himaraya.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年９月１日から
平成30年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度（平成29年９月１日～平成30年８月31日）における我が国の経済は、海外経済の不確実性などに対する懸念が残る中、政府の経済政策や金融政策により緩やかな回復基調で推移しました。企業の景況感は改善へと向かい、個人消費にも緩やかな持ち直しの動きが生まれました。

当社グループが属しておりますスポーツ用品販売業界におきましては、健康への意識の高まりによるスポーツ参加の動きが堅調に推移しており、２年後の2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて大きな期待が高まっております。

このような状況下、当社グループでは、株式会社ヒマラヤにて２店舗を出店し３店舗を閉店いたしました。また、連結子会社の異動に伴い、29店舗が減少いたしました。その結果、平成30年８月末時点で当社グループの店舗数は全国で109店舗、売場面積は228,740㎡となり、前期比で店舗数は30店舗減、売場面積は17,712㎡減となりました。

商品別の売上げの状況については、季節性の高い商品について、冬季は気温が平年に比べ低く、好調に推移した一方、夏季は梅雨明け後の酷暑により屋内外の活動が抑制される状況となり、販売に影響を受けました。一般スポーツ用品は、サッカーなどのチームスポーツ市場の動きが弱く、前期比99.0％となりました。ゴルフ用品は、新製品のゴルフクラブなどが好調に推移しましたが、前期比99.0％となりました。スキー・スノーボード用品は、気温の低下や降雪に恵まれたシーズンとなりました。しかし、前期に２年連続の暖冬を受けて実施した、在庫消化を目的とした値引き販売の強化の反動により、前期比90.0％となりました。アウトドア用品は、キャンプ用品が引き続き好調に推移したこと、アウトドアウェアがタウンユース中心に堅調であったことなどから、前期比118.2％となりました。

連結売上総利益率は、価格競争の影響の強いインターネット販売が大きく成長していることなどから、34.9％となり、前期に比べ0.2ポイント低下いたしました。

販売費及び一般管理費については、インターネット販売の成長に伴い関連費用が増加しているものの、連結子会社の異動、および前期に実施した計画的な店舗閉鎖などの影響により前期に対して減少いたしました。

また、特別損失として、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、店舗等の減損損失377百万円、子会社整理損363百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度は連結売上高67,960百万円（前期比6.8％減）、連結営業利益1,203百万円（前期比6.5％増）、連結経常利益1,305百万円（前期比1.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益728百万円（前期比70.5％増）となりました。

商品区分別売上高は次のとおりであります。

商品区分	前連結会計年度 自　平成28年9月 1日 至　平成29年8月31日		当連結会計年度 自　平成29年9月 1日 至　平成30年8月31日		前連結会計年度比 増減率 （％）
	売上高 （百万円）	構成比 （％）	売上高 （百万円）	構成比 （％）	
スキー・スノーボード	4,129	6.1	3,714	5.5	△10.0
ゴルフ	11,209	16.7	11,094	16.3	△1.0
アウトドア	7,941	11.8	9,387	13.8	18.2
一般スポーツ	43,758	65.1	43,310	63.7	△1.0
その他	243	0.3	452	0.7	85.5
合計	67,282	100.0	67,960	100.0	1.0

（注）平成29年12月28日に株式会社ビーアンドディーの全株式を譲渡し、連結子会社から除外しております。

株式会社ビーアンドディーの業績は、平成29年11月30日までを連結決算の対象とし、平成29年12月１日から連結対象外となります。なお、連結対象期間中の株式会社ビーアンドディーの売上は全て一般スポーツ用品に含まれます。商品別の売上の状況および商品区分別売上高における一般スポーツ用品の前期比は、平成28年12月１日から平成29年8月31日の株式会社ビーアンドディーの売上を除外した金額と比較しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は725百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．新規出店２店舗、および既存店の改装１店舗

平成29年９月　　STYLE & PLAY GREAT YARD 福岡パルコ
平成29年９月　　KURA HOLIC ららぽーと横浜
平成30年３月　　津山インター店（改装）

ロ．ＥＣ事業に係る店頭注文サービスシステムの開発

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2)直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 40 期 (平成27年８月期)	第 41 期 (平成28年８月期)	第 42 期 (平成29年８月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (平成30年８月期)
売　上　高(百万円)	72,360	72,056	72,907	67,960
経 常 利 益(百万円)	2,461	1,063	1,293	1,305
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(百万円)	1,242	△499	427	728
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失　(円)	100.85	△40.55	34.68	59.13
総　資　産(百万円)	38,288	38,561	37,622	35,087
純　資　産(百万円)	14,695	13,638	13,895	14,486
１株当たり純資産額　(円)	1,192.79	1,106.95	1,127.83	1,175.82

（注）１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3)重要な親会社および子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

平成29年12月28日付けで、当社は株式会社ビーアンドディーの全株式を譲渡いたしました。その結果、当社グループは、当社および連結子会社１社により構成されることになりました。

③　その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

(4)対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、インターネット販売を始めとする消費活動の多様化が進み、事業規模拡大の選択肢が増加しております。スポーツ用品小売市場では健康志向の高まりによるニーズが根強いものの、将来の国民の税負担や社会保障負担の増加が予測されることから、個人消費は厳選した消費活動が見込まれ、少子高齢化社会の進展により市場拡大が見通しにくいことからも、企業間競争が激化するものと見込んでおります。

このような環境下では、より広い市場での競合との差別化が求められ、環境へ適合し、お客様の利便性を向上させるサービスの構築が必要であります。ネットとリアル店舗の双方の強みを融合した取り組みをはじめ、革新性の高い技術を取り入れたサービスを提供し、スポーツ用品販売業界における確固たる地位を築いていくことが中長期的な重要課題であると認識しております。そのため、継続して投資計画の精度向上に努め、リスクの回避と投資回収の早期化の実現を図るとともに、変化する社会情勢や経済環境に機敏に対応できる人材育成に取り組んでまいります。

当社グループの事業活動の中心となる商品仕入れ活動では、地域性をふまえ、機能・品質・価格でお客様に支持いただける商品のタイムリーな提供に努めながら、粗利益率の改善を目指して商品調達コストの低減や在庫効率の向上に取り組みます。また販売活動では、確かな専門知識を有した販売員による接客サービスの向上を目指した教育に取り組み、お客様に満足いただける業界No.1の接客力を持つ企業グループとなることを目指します。そのために、これらの活動を的確かつスピーディーに行うための下支えとなる情報システムの更新を定期的に推進し、また店舗における作業軽減のための仕組み作りと業務の改善を進めます。

さらに、上記とあわせて経営活動全般のリスクマネジメントの強化に引き続き取り組み、環境の変化より生まれる新たなリスクを想定して未然の防止策を検討するなど、リスクへの的確な対応の仕組みや統制活動のレベル向上に努めるとともに、事業基盤の強化をより確固としたものにすることを目指します。

(5)主要な事業内容（平成30年８月31日現在）

当社グループは、スキー、スノーボード、ゴルフ、アウトドア、マリンスポーツ、野球、サッカー、テニスなどスポーツ用品の販売を主要な事業としております。販売方法は、小売専門店チェーンの展開およびインターネット販売にて行っております。

(6)主要な事業所（平成30年８月31日現在）

①　当社

本　　社　　岐阜県岐阜市江添１丁目１番１号

東京オフィス　　東京都世田谷区太子堂１丁目12番39号
三軒茶屋堀商ビル２F

店舗(ヒマラヤ)　105店舗

群 馬 県　２店舗	埼 玉 県　３店舗	千 葉 県　２店舗
東 京 都　２店舗	神奈川県　１店舗	新 潟 県　２店舗
富 山 県　１店舗	福 井 県　２店舗	岐 阜 県　10店舗
静 岡 県　３店舗	愛 知 県　12店舗	三 重 県　２店舗
滋 賀 県　３店舗	京 都 府　３店舗	大 阪 府　４店舗
兵 庫 県　３店舗	和歌山県　１店舗	鳥 取 県　１店舗
島 根 県　２店舗	岡 山 県　４店舗	広 島 県　７店舗
山 口 県　９店舗	香 川 県　１店舗	愛 媛 県　４店舗
高 知 県　１店舗	福 岡 県　６店舗	長 崎 県　４店舗
大 分 県　２店舗	宮 崎 県　２店舗	鹿児島県　４店舗
沖 縄 県　２店舗		

店舗(その他)　　４店舗

②　子会社

コアブレイン株式会社

本　　社　　神奈川県相模原市緑区大山町4-7
ロジポート橋本１Ｗ１

(7)従業員の状況（平成30年８月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
769（1,431）名	275名減（236名減）

（注）１．従業員数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

２．従業員数には、当社企業集団外から当社企業集団内への出向者を含みます。

３．当社企業集団は一般小売業以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント別の記載はしておりません。

４．従業員数が前連結会計年度末と比べ275名減少しましたのは、前連結会計年度に実施しました当社店舗の閉店に関連するもの、および株式会社ビーアンドディー株式の譲渡により同社が連結の対象外となったためであります。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
761（1,409）名	99名減（119名減）	36.38歳	11.10年

（注）１．従業員数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

２．従業員数には、社外から当社への出向者を含みます。

３．従業員数が前事業年度末と比べ99名減少しておりますが、その主な理由は前事業年度に実施しました当社店舗の閉店に関連するものであります。

(8)主要な借入先の状況（平成30年８月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社大垣共立銀行	2,377百万円
株式会社十六銀行	1,261
株式会社三井住友銀行	959

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1)　株式の状況（平成30年８月31日現在）

①　発行可能株式総数　40,000,000株

②　発行済株式の総数(自己株式を含む)　12,320,787株

③　株主数　9,307名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社コモリホールディングス	3,128,000株	25.38%
三菱商事株式会社	966,300	7.84
株式会社大垣共立銀行	596,250	4.83
株式会社十六銀行	595,500	4.83
小森　裕作	365,000	2.96
小森　温子	350,000	2.84
株式会社電算システム	301,950	2.45
ヒマラヤ従業員持株会	251,875	2.04
株式会社ＯＫＢ信用保証	180,500	1.46
株式会社トーカイ	150,000	1.21

（注）持株比率は、自己株式（206株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(2)　新株予約権等の状況

①　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	小森 裕作	
代表取締役社長	後藤 達也	
専務取締役	小森 一輝	販売チャネル統括本部長　兼 販売チャネル統括部長
常務取締役	鈴木 好治	営業本部長
取締役	大野 輝文	管理本部長
取締役	升 浩則	商品本部長
取締役 （常勤監査等委員）	小久保 隆	
取締役 （監査等委員）	加藤 文夫	セイノーホールディングス株式会社 社外監査役 イビデン株式会社　社外取締役（監査等委員）、税理士
取締役 （監査等委員）	西尾 嘉寿	株式会社東亜コム 代表取締役社長

（注）１．取締役（監査等委員）加藤文夫氏および西尾嘉寿氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）加藤文夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．当社は、取締役（監査等委員）加藤文夫氏および西尾嘉寿氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。

４．当社では、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、小久保隆氏を常勤の監査等委員として選定しております。

５．平成29年11月29日開催の第42期定時株主総会において西尾嘉寿氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位および重要な兼職の状況
林 直康	平成29年11月29日	任期満了	社外取締役（監査等委員） （重要な兼職の状況） 一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会　理事長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）小久保隆氏、加藤文夫氏および西尾嘉寿氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④　取締役の報酬等

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役（監査等委員を除く） （内社外取締役分）	6名 （0）	130百万円 （0）
取締役（監査等委員） （内社外取締役分）	4 （3）	9 （3）
合　計 （内社外取締役分）	10 （3）	140 （3）

（注）１．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は年額200百万円以内（内社外取締役分20百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬等の額は年額40百万円以内と、平成27年11月25日開催の第40期定時株主総会において決議いただいております。なお、この報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含めません。

２．上記支給人員および支給額には、平成29年11月29日をもって退任した社外取締役（監査等委員）１名を含んでおります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

（イ）取締役(監査等委員)加藤文夫氏は、セイノーホールディングス株式会社の社外監査役、およびイビデン株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

（ロ）取締役(監査等委員)西尾嘉寿氏は、株式会社東亜コムの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者もしくは業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ．社外役員の当事業年度における活動状況

氏　　名	活　　動　　状　　況
取締役（監査等委員） 加藤　文夫	当事業年度に開催された取締役会19回の内18回に出席し、監査等委員会18回の内18回に出席いたしました。財務・税務に関する高度な見識をもって、税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言しております。
取締役（監査等委員） 西尾　嘉寿	平成29年11月29日就任以降に開催された取締役会14回の内14回に出席し、監査等委員会13回の内13回に出席いたしました。取締役会および監査等委員会において、元警察署長および県警本部刑事部組織犯罪対策統括官としての豊富な経験と高度な見識をもって、社外の立場から適宜発言しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　仰星監査法人

(注)当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、平成29年11月29日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。また、同株主総会で新たに仰星監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な調査を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 当社の業務の適正を確保するため、内部統制システムに関する基本方針について取締役会で決議した内容は次のとおりです。

（ｉ） 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、常勤監査等委員、本部長が委員を務めるコンプライアンス・リスク管理委員および外部有識者（弁護士、会計士、税理士、学者等）をもって構成し、半期に１回の割合で開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」（以下「C&R管理委員会」という。）を設置する。

ロ．当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、常勤監査等委員、本部長、部長およびブロック長が委員を務めるコンプライアンス・リスク管理実行委員をもって構成し、毎月１回開催する「コンプライアンス・リスク管理実行委員会」（以下「C&R管理実行委員会」という。）を設置する。

ハ．当社は、「C&R管理実行委員会」の委員長からその指名を受けた者に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。

ニ．当社の役員および使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、「ヒマラヤグループ企業行動規準」に従って、「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」へ報告するものとする。

ホ．当社グループの重要な通報について法令違反等が確認された場合は、当社は、外部有識者を含めた調査・対応チームで調査実施のうえ、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員および使用人に開示し、周知徹底する。

ヘ．当社グループのコンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、ここにコンプライアンスの基本原則を設ける。

ト．当社グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「ヒマラヤグループ企業行動規準」等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

チ．当社グループは、相談・通報体制（ホットライン）を社内外に設置し、当社グループの役員および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたと

きは、通報者の希望により匿名性を保障のうえ、通報者に不利益がないことを確保する。

リ．監査等委員会は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査する。

ヌ．業務執行部門から独立した当社の内部監査室は、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。

ル．当社グループは、反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。

ヲ．当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用する。

（ⅱ） 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．法令および「文書管理規程」に基づき、文書等（電磁的記録を含む。）の保存を行う。

ロ．情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」および「個人情報取扱規程（個人情報保護方針を含む。）」により対応する。

ハ．当社は、会社の重要な情報開示に関連する規程を整備し、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い、開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

（ⅲ） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．各部・店（名称を問わずこれに準ずる組織を含む。）は、別に定める「リスク管理基本規程」に従って所管業務に係るリスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等、内部統制の有効性を検証する。

ロ．当社の内部監査室は、当社グループの内部統制に関する全社的整備状況の監査を行う。

ハ．「C&R管理委員会」は、当社グループの諸リスクに関する横断的監視および対応と総指揮を行う。

ニ．「C&R管理委員会」の事務局は、当社の法務・コンプライアンスチームに設置する。

（ⅳ） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社グループ各社は、定例の取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定や全社計画の進捗状況の確認ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務の執行状況の監督等を行う。

ロ．取締役会付議事項および経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および常勤監査等委員が出席する経営会議を毎月１回以上開催する。

（ｖ） 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、当社子会社を「関係会社管理規程」に基づき管理・運営する。

ロ．「ヒマラヤグループ企業行動規準」、「コンプライアンス・マニュアル」、「関係会社管理規程」により当社グループのコンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。

ハ．当社グループに対しては、当社の内部監査室による調査の実施、および必要に応じ関係部門の担当者あるいは調査・対応チームによる聞き取り調査体制を構築する。

ニ．当社および子会社に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会審議の前に、経営会議において多面的な検討を経る体制とする。

ホ．当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、重要な案件に関する事前協議等、定期および随時に当社へ報告させるものとし、経営上の重要な事項については、「関係会社管理規程」に定める事項に基づき、子会社に対して事前に当社の取締役会へ付議させるように義務づける。

ヘ．監査等委員は、監査等委員自らまたは監査等委員会を通じて当社グループの監視・監査を効率的かつ適正に行えるよう会計監査人および当社の内部監査室との密接な連携等的確な体制を構築する。

（ⅵ） 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会が意見交換を行う。

（ⅶ） 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任した場合、その人事異動に関しては、事前に監査等委員会へ報告することとし、懲戒を含む評価については、監査等委員会の事前承認を必要とすることとする。

ロ．監査等委員会からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査等委員会の指揮命令権に従うとともに、指示の有

無・内容等につき監査等委員会に対し守秘義務を負うものとする。

(viii) 取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

イ．当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

ロ．当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人等は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに監査等委員会に対して報告を行う。

(イ) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

(ロ) 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのある事実

(ハ) 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、当社の内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容

(ニ) 企業倫理に関する内部通報窓口およびパワハラ等に関する相談窓口に対する通報の状況

ハ．監査等委員会が必要と判断した情報については、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等に対し、報告を求めることができる。

ニ．監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

ホ．監査等委員が職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

(ix) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会の内、過半数は社外取締役とし、対外的透明性を担保する。

ロ．監査等委員会は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議や「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」などの重要な会議に出席するとともに、当社グループの主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人にその説明を求めることとする。

ハ．監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
ニ．代表取締役と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
ホ．取締役は、監査等委員会の職務の遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(ⅰ)内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第４項第６号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

(ⅱ)コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに係る教育は「C&R管理委員会」、「C&R管理実行委員会」における会議体での説明や、役職員および階層や役割に応じた基本的事項の再確認や事例研究等の社内研修を実施することにより、法令および定款の遵守ならびにコンプライアンス意識の向上に努めました。

(ⅲ)リスク管理に関する取り組み

「リスク管理基本規程」に基づき、当社の企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について必要な検討をいたしました。

(ⅳ)業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み

業務執行に係る重要案件については、「経営会議規程」に基づき、取締役会へ上程する前段階として、経営会議に付議し、そこでの議論を経て決定しております。

(ⅴ)内部監査に関する取り組み

当社の内部監査部門による当社内各部門およびグループ会社への内部監査を実施いたしました。

(ⅵ)監査等委員への情報提供への取り組み

当社では、代表取締役と監査等委員の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者での意見交換を実施いたしました。

(6)株式会社の支配に関する基本方針

①　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、今後もスポーツ小売業界の中で事業を成長させ、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、「お客様第一主義」の企業理念に則りスポーツを愛する人々のニーズに応える品揃えやサービスの充実により同業他社との差別化を図り、出店周辺地域との連携をより密にした地域密着型の営業を展開することで、お客様ならびに地域からの信頼を勝ち取ると共に、収益基盤の強化に向けて中期事業計画に基づく諸施策を適時・適切に実行していくことが不可欠であり、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

また、外部者である買収者が大量買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報を把握し

た上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます（以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

② 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み等

「中期事業計画等による企業価値向上に向けた取り組み」

当社の中長期の経営戦略の主眼は、国内のスポーツ用品販売業界において、売上高トップグループの地位を盤石なものにし、事業基盤を強化することにあります。そのために、多様化する消費活動に対応した新たな販売チャネルの構築に取り組み、市場動向、お客様要望を踏まえたサービスの拡充を図り、質を伴った成長と事業拡大のための基盤作りに取り組みます。さらに、革新的な技術の進歩に対応できる専門知識を兼ね備えた人材の継続的な教育を行うと共に、商品構成の見直し、参加型イベントの定期的開催等を通じて、より専門性が高くお客様のお買い物がより楽しくなるよう力を注いでまいります。これらを含めて、既存店の活性化、採算性の低い店舗の改善、在庫効率の向上、売上総利益率の改善に取り組み、広告宣伝費、物流費や労務費などの効率的な使い方による経費抑制によって、収益力の向上とキャッシュ･フローの増加を図ります。

一方、コーポレート・ガバナンスは社会との信頼関係構築の基本であり、その確立を最も重要な経営課題の一つと考えております。そのために、内部統制システムの定期的な見直しとコンプライアンスの徹底に真摯に取り組んでまいります。

以上の中期事業計画を基にした取り組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(7)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつと考えており、長期にわたる安定した配当の継続を会社の利益配分に関する基本方針としております。また、配当額の算定は、業績および今後の経営環境や業績動向などを総合的に勘案して行っております。

内部留保資金については、「企業価値の最大化」に向け、設備投資や商品開発など成長投資に活用するとともに、財務体質の改善にも充当しております。

連結貸借対照表

（平成30年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	22,474	流動負債	14,721
現金及び預金	4,689	買掛金	10,095
売掛金	1,714	1年内返済予定の長期借入金	2,555
商品	14,430	リース債務	21
貯蔵品	13	未払法人税等	72
繰延税金資産	465	賞与引当金	398
その他	1,160	店舗閉鎖損失引当金	9
固定資産	12,612	株主優待引当金	25
有形固定資産	6,055	資産除去債務	25
建物及び構築物	4,187	その他	1,517
土地	1,444	固定負債	5,878
リース資産	38	長期借入金	4,580
その他	386	リース債務	26
無形固定資産	611	退職給付に係る負債	40
ソフトウエア	564	資産除去債務	862
その他	47	その他	369
投資その他の資産	5,945	負債合計	20,600
投資有価証券	1,273	（純資産の部）	
長期貸付金	769	株主資本	14,499
差入保証金	3,023	資本金	2,544
繰延税金資産	560	資本剰余金	4,004
その他	333	利益剰余金	7,951
貸倒引当金	△15	自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△12
		その他有価証券評価差額金	49
		繰延ヘッジ損益	△0
		退職給付に係る調整累計額	△61
		純資産合計	14,486
資産合計	35,087	負債・純資産合計	35,087

連結損益計算書

（平成29年９月１日から
平成30年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**67,960**
売上原価		**44,217**
売上総利益		**23,743**
販売費及び一般管理費		**22,539**
営業利益		**1,203**
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	15	
仕入割引	30	
受取賃貸料	147	
その他	85	292
営業外費用		
支払利息	20	
不動産賃貸費用	151	
その他	18	190
経常利益		**1,305**
特別損失		
減損損失	377	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	9	
子会社整理損	363	749
税金等調整前当期純利益		**556**
法人税、住民税及び事業税	84	
法人税等調整額	△257	△172
当期純利益		**728**
親会社株主に帰属する当期純利益		**728**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年９月１日から
平成30年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,544	4,004	7,469	△0	14,017
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△246		△246
親会社株主に帰属する当期純利益			728		728
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					－
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	482	－	482
当連結会計年度末残高	2,544	4,004	7,951	△0	14,499

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	60	△0	△182	△121	13,895
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				－	△246
親会社株主に帰属する当期純利益				－	728
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△10	△0	120	109	109
当連結会計年度中の変動額合計	△10	△0	120	109	591
当連結会計年度末残高	49	△0	△61	△12	14,486

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　コアブレイン株式会社

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ビーアンドディーについては、平成29年12月28日に全ての株式を売却したため、みなし売却日を平成29年12月１日として同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法に基づく原価法

ロ．たな卸資産

・商品　　移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・貯蔵品　　最終仕入原価法に基づく原価法

ハ．デリバティブ　　時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法、平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備および構築物については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

ハ．店舗閉鎖損失引当金　店舗の閉店等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

ニ．株主優待引当金　将来の株主優待券の利用に備えるため、利用実績に基づき株主優待券利用見込額を計上しております。

④　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　手段：為替予約
対象：外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針　当社は、輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金につきましては為替予約取引を行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　為替予約取引は、外貨建取引個々に為替予約を付しており、ヘッジ開始時以降継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

ロ．消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

２．追加情報

（株主優待引当金）

制度導入後一定期間が経過し適切なデータの蓄積により、将来利用されると見込まれる金額を合理的に見積ることが可能となったことに加え、株主数の増加により株主優待による値引きの重要性が増したことを受けて、当連結会計年度より株主優待引当金を計上しております。

この結果、当連結会計年度末の連結貸借対照表における株主優待引当金は25百万円となっており、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　8,024百万円

４．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、連結会社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
各営業店舗	店舗設備等	建物等
株式会社ビーアンドディー	本社および店舗設備等	建物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また賃貸資産等および遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。本社などの事業資産は共用資産としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗および株式会社ビーアンドディーの固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（377百万円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物282百万円、その他95百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価額等により評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを年7.1％で割り引いて算定しております。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	12,320,787株	－株	－株	12,320,787株

(2)剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成29年11月29日開催第42期定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額　123百万円
・１株当たり配当金額　10円
・基準日　平成29年８月31日
・効力発生日　平成29年11月30日

ロ．平成30年３月27日開催取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　123百万円
・１株当たり配当金額　10円
・基準日　平成30年２月28日
・効力発生日　平成30年５月15日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年11月28日開催予定の第43期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　123百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　10円
・基準日　平成30年８月31日
・効力発生日　平成30年11月29日

(3)新株予約権の目的となる株式数

該当事項はありません。

６．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場の変動リスクに晒されております。

長期貸付金および差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、運転資金および設備投資資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、その影響は極めて限定的であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、毎月売掛金の明細を作成し、取引相手ごとに期日および残高を管理して回収遅延や貸倒れの未然防止を図っております。

長期貸付金および差入保証金については、定期的に差入先の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

一部の外貨建の営業債務について、通貨別・月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については「デリバティブ取引管理規程」に従い、総務部が取締役会の承認を得て行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

【資産】

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	4,689百万円	4,689百万円	－百万円
売掛金	1,714百万円	1,714百万円	－百万円
投資有価証券	1,273百万円	1,273百万円	－百万円
長期貸付金	769百万円	841百万円	71百万円
差入保証金	3,023百万円	2,972百万円	△50百万円
資産計	11,470百万円	11,491百万円	21百万円

【負債】

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
買掛金	10,095百万円	10,095百万円	－百万円
長期借入金(※)	7,135百万円	7,133百万円	△１百万円
負債計	17,230百万円	17,229百万円	△１百万円

(※) 長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格または合理的に算定された価格によっております。

長期貸付金、差入保証金

これらの時価については、契約期間等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割り引いて算定する方法によっております。

負債

買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　1,175円82銭

（2）１株当たり当期純利益　59円13銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成30年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	22,431	流動負債	14,714
現金及び預金	4,565	買掛金	10,095
売掛金	1,710	1年内返済予定の長期借入金	2,545
商品	14,430	リース債務	21
貯蔵品	13	未払金	873
前渡金	12	未払費用	370
前払費用	387	未払法人税等	72
繰延税金資産	465	未払消費税等	106
未収入金	631	前受金	48
その他	214	預り金	80
固定資産	12,751	賞与引当金	398
有形固定資産	6,054	店舗閉鎖損失引当金	9
建物	4,082	株主優待引当金	25
構築物	102	資産除去債務	25
車両運搬具	0	その他	41
工具、器具及び備品	385	固定負債	5,800
土地	1,444	長期借入金	4,542
リース資産	38	リース債務	26
無形固定資産	607	資産除去債務	862
借地権	13	その他	369
ソフトウエア	559	負債合計	20,515
電話加入権	14	（純資産の部）	
その他	19	株主資本	14,619
投資その他の資産	6,090	資本金	2,544
投資有価証券	1,273	資本剰余金	4,004
関係会社株式	150	資本準備金	3,998
出資金	5	その他資本剰余金	5
長期貸付金	769	利益剰余金	8,070
差入保証金	2,998	利益準備金	457
長期前払費用	147	その他利益剰余金	7,613
前払年金費用	47	別途積立金	1,050
繰延税金資産	533	繰越利益剰余金	6,563
会員権	12	自己株式	△0
店舗賃借仮勘定	25	評価・換算差額等	48
その他	143	その他有価証券評価差額金	49
貸倒引当金	△15	繰延ヘッジ損益	△0
		純資産合計	14,668
資産合計	35,183	負債・純資産合計	35,183

損　益　計　算　書

（平成29年９月１日から
平成30年８月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		**66,480**
売上原価		**43,243**
売上総利益		**23,237**
販売費及び一般管理費		**21,867**
営業利益		**1,369**
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	15	
仕入割引	30	
受取賃貸料	147	
その他	87	295
営業外費用		
支払利息	19	
不動産賃貸費用	151	
その他	27	198
経常利益		**1,465**
特別損失		
減損損失	364	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	9	
子会社整理損	461	835
税引前当期純利益		**630**
法人税、住民税及び事業税	83	
法人税等調整額	△257	△174
当期純利益		**804**

株主資本等変動計算書

（平成29年９月１日から
平成30年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,544	3,998	5	4,004	457	1,050	6,005	7,512	△0	14,060
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当				－			△246	△246		△246
当期純利益				－			804	804		804
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)				－				－		－
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	558	558	－	558
当期末残高	2,544	3,998	5	4,004	457	1,050	6,563	8,070	△0	14,619

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	58	△0	58	14,119
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当			－	△246
当期純利益			－	804
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△9	△0	△9	△9
当事業年度中の変動額合計	△9	△0	△9	548
当期末残高	49	△0	48	14,668

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法
子会社株式	移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品	移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品	最終仕入原価法に基づく原価法

(3) デリバティブの評価基準および評価方法　　時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法、平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備および構築物については定額法を採用しております。
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。
店舗閉鎖損失引当金	店舗の閉店等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

株主優待引当金	将来の株主優待券の利用に備えるため、利用実績に基づき株主優待券利用見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には、当該差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。 数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により、発生年度の翌事業年度より損益処理することとしております。
(6) ヘッジ会計の方法	
ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	手段：為替予約 対象：外貨建予定取引
ヘッジ方針	輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金につきましては為替予約取引を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	為替予約取引は、外貨建取引個々に為替予約を付しており、ヘッジ開始時以降継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	（退職給付に係る会計処理） 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。 （消費税等の会計処理） 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．追加情報

（株主優待引当金）

制度導入後一定期間が経過し適切なデータの蓄積により、将来利用されると見込まれる金額を合理的に見積ることが可能となったことに加え、株主数の増加により株主優待による値引きの重要性が増したことを受けて、当事業年度より株主優待引当金を計上しております。

この結果、当事業年度末の貸借対照表における株主優待引当金は25百万円となっており、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　8,023百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

未収入金	３百万円
短期貸付金	100百万円
未払金	21百万円
未収収益	０百万円

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	１百万円
販売費及び一般管理費	175百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	７百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
各営業店舗	店舗設備等	建物等

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また賃貸資産等および遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。本社などの事業資産は共用資産としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(364百万円)として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物270百万円、構築物９百万円、工具、器具及び備品48百万円、その他35百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価額等により評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを年7.1%で割り引いて算定しております。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	206株	－株	－株	206株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	17百万円
未払事業所税	10百万円
賞与引当金	119百万円
店舗閉鎖損失引当金	２百万円
株主優待引当金	７百万円
資産除去債務	７百万円
繰越欠損金	198百万円
その他	100百万円
繰延税金資産（流動）計	465百万円
繰延税金負債（流動）	
繰延税金負債（流動）計	－百万円
繰延税金資産（流動）純額	465百万円
繰延税金資産（固定）	
ゴルフ会員権	９百万円
投資有価証券	59百万円
減損損失	352百万円
資産除去債務	257百万円
貸倒引当金	４百万円
その他	96百万円
小計	781百万円
評価性引当額	△148百万円
繰延税金資産（固定）計	633百万円
繰延税金負債（固定）	
前払年金費用	△14百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△63百万円
その他有価証券評価差額金	△21百万円
繰延税金負債（固定）計	△99百万円
繰延税金資産（固定）純額	533百万円

７．関連当事者との取引に関する注記

取引に重要性がないため、記載を省略しております。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,190円53銭
１株当たり当期純利益	65円30銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

１０．その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗用建物および建物付属設備の定期借地契約・賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を当該契約の契約期間および建物等の耐用年数（４年から34年）と見積り、割引率は当該耐用年数に対応する国債の発行利回り（0.0%から1.8%）を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	884百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	17百万円
時の経過による調整額	８百万円
資産除去債務の履行による減少額	△29百万円
その他増減額（△は減少）	７百万円
期末残高	887百万円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月11日

株式会社ヒマラヤ
　取締役会　御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴　田　和　範	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	元　雄　幸　人	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	堤　　紀　彦	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの平成29年９月１日から平成30年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒマラヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月11日

株式会社ヒマラヤ
　取締役会　御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴　田　和　範　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	元　雄　幸　人　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	堤　　紀　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの平成29年９月１日から平成30年８月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年９月１日から平成30年８月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行ならびに運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年10月15日

株式会社ヒマラヤ監査等委員会

常勤監査等委員　小久保　隆　㊞

監査等委員　加藤文夫　㊞

監査等委員　西尾嘉寿　㊞

（注）監査等委員 加藤文夫および 西尾嘉寿は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を最重要経営課題の一つとして考えており、長期にわたる安定した配当の継続を会社の利益配分に関する基本方針としております。また、配当額の算定は、業績および今後の経営環境や業績動向などを総合的に勘案して行っております。

その結果、第43期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき 金10円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は123,205,810円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年11月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	こもり　ゆうさく 小森　裕作 (昭和23年11月６日生)	昭和51年４月　当社設立 代表取締役社長 平成22年11月　当社代表取締役会長(現任)	365,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社創業より代表取締役として経営を監督し、社長、会長の職において経営トップとしての手腕を発揮してきました。当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力が必要と考え、取締役候補者といたしました。		
2	ごとう　たつや 後藤　達也 (昭和34年８月26日生)	昭和57年４月　当社入社 平成19年３月　当社商品開発部長 平成19年12月　当社商品開発部長兼新業態開発促進チーム 平成21年３月　当社商品本部理事 平成21年９月　当社商品本部長 平成21年11月　当社取締役商品本部長 平成23年１月　当社取締役商品本部長兼商品第二部長 平成23年３月　当社取締役商品本部長兼商品第二部長兼商品開発部長 平成23年７月　当社取締役商品本部長兼商品開発部長 平成23年11月　当社常務取締役商品本部長兼商品開発部長兼商品管理部長 平成24年４月　当社常務取締役商品本部長兼商品管理部長 平成25年８月　当社常務取締役商品本部長 平成27年９月　当社常務取締役商品本部長兼商品第二部長 平成27年11月　当社専務取締役商品本部長兼商品第二部長 平成28年10月　当社専務取締役 平成28年11月　当社代表取締役社長(現任)	76,418株
	【取締役候補者とした理由】 当社および当社グループにおいて、豊富な業務経験と幅広い見識から、会社を牽引してきました。当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力が必要と考え、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	こもり　かずき 小森一輝 (昭和58年11月８日生)	平成20年４月　本田技研工業株式会社入社 平成23年４月　当社入社 平成26年８月　当社商品第三部副部長 平成26年10月　当社ＥＣ事業部長 平成27年９月　当社販売チャネル統括部長 平成27年11月　当社取締役販売チャネル統括部長 平成27年12月　当社取締役販売チャネル統括本部長兼販売チャネル統括部長 平成28年２月　当社常務取締役販売チャネル統括本部長 平成28年11月　当社専務取締役販売チャネル統括本部長 平成29年１月　当社専務取締役販売チャネル統括本部長兼販売チャネル統括部長（現任）	149,158株
	【取締役候補者とした理由】 当社のオムニチャネル戦略における統括部長として事業の拡大・発展に寄与し、取締役就任以降は、会社全体の事業の方向性などにおいて大所高所からの鋭い提言をしてきました。当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力が必要と考え、取締役候補者といたしました。		
4	おおの　てるふみ 大野輝文 (昭和30年４月21日生)	昭和53年４月　株式会社大垣共立銀行入行 平成10年７月　同行城東支店長 平成13年１月　同行岐阜支店副支店長 平成17年５月　同行揖斐支店長 平成20年５月　同行桑名支店長 平成23年５月　当社入社総務部長 平成23年11月　当社取締役総務部長 平成27年６月　当社取締役管理本部長兼総務部長 平成27年９月　当社取締役管理本部長 平成28年４月　当社取締役管理本部長兼情報システム部長 平成28年10月　当社取締役管理本部長（現任）	5,977株
	【取締役候補者とした理由】 金融機関において培った豊富な知識と経験を有し、取締役就任以降は、総務部長および管理本部長として地域社会・企業・行政機関等との良好な関係構築を行い、経営の安定化のための監督、提言をしてきました。当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力が必要と考え、取締役候補者といたしました。		
5	ます　ひろのり 升浩則 (昭和46年８月13日生)	平成６年４月　株式会社コメリ入社 平成９年12月　当社入社 平成24年４月　当社商品第四部長 平成25年８月　当社商品第三部長兼商品第四部長 平成28年10月　当社商品本部長 平成28年11月　当社取締役商品本部長 平成30年10月　当社取締役営業本部長兼販売部長（現任）	5,277株
	【取締役候補者とした理由】 当社の商品本部長として商品戦略や販売戦略の立案・実行に尽力し、スポーツのみならず広く流通に関する知識を有しております。当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力が必要と考え、取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．各候補者の所有する当社株式の数は、平成30年８月31日現在の状況を記載しております。また、ヒマラヤ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役小久保隆氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになるため、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、選任されます監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
かわむら　よしゆき 川村　祥之 （昭和31年８月16日生）	昭和55年４月　株式会社大垣共立銀行入行 平成17年５月　同行名古屋支店副支店長 平成21年４月　同行市場金融部長 平成24年６月　同行取締役市場金融部長 平成27年５月　共立コンピューターサービス株式会社取締役社長 平成30年６月　株式会社ＯＫＢ総研取締役副社長（現任） （平成30年11月27日付で同社取締役副社長を退任予定であります。）	－株
【社外取締役候補者とした理由】 金融機関において培った豊富な知識と経験、および会社社長として経営に携わった経験を有していることから、当社の事業を幅広い視点で適切に監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．川村祥之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．川村祥之氏は新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。

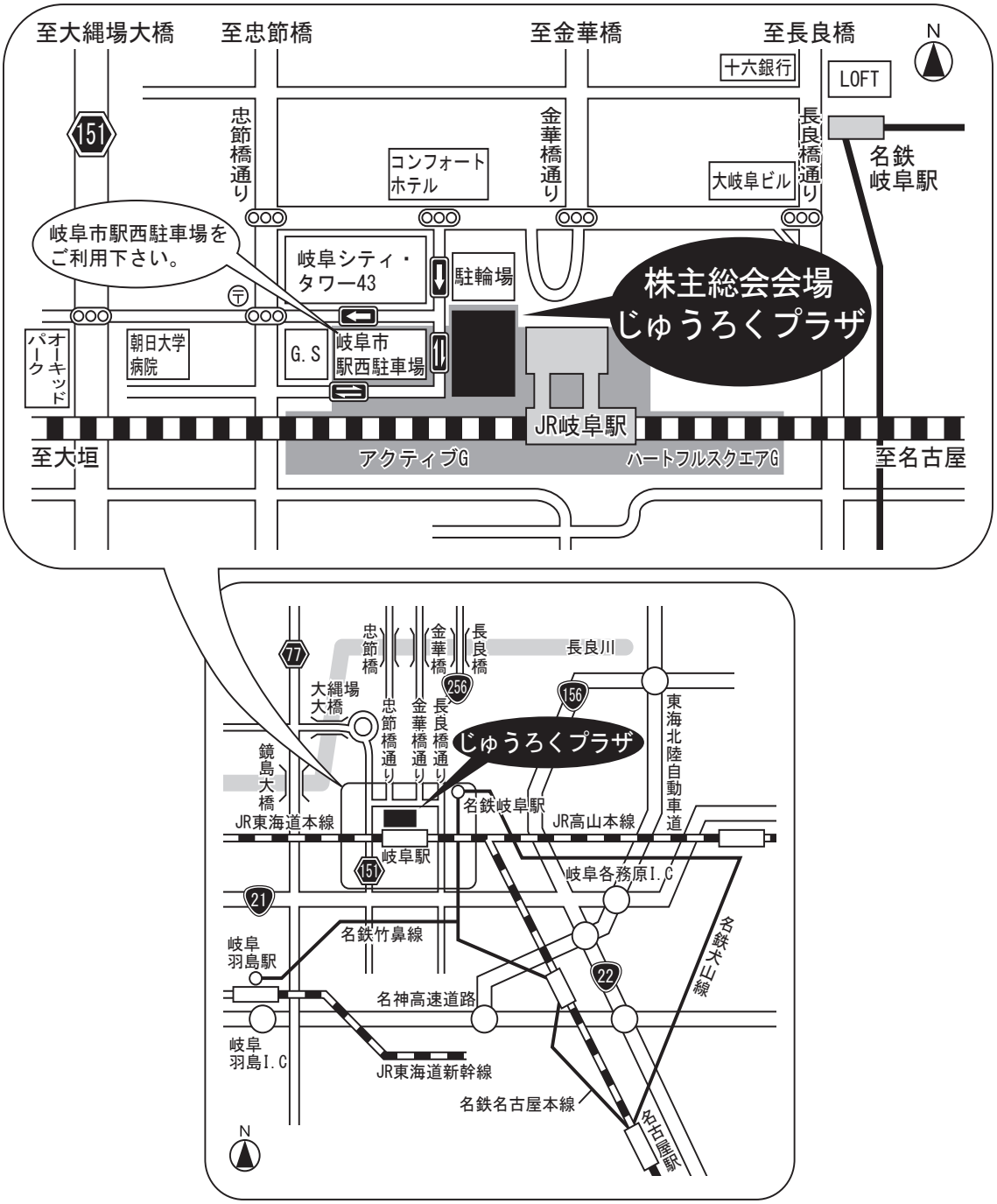
３．当社は、川村祥之氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

以上

株主メモ

株主総会会場ご案内図

〈会場〉じゅうろくプラザ　５階　大会議室
岐阜県岐阜市橋本町１丁目10番地11
ＴＥＬ.〈058〉262－0150㈹



〔交通機関のご案内〕
●JR岐阜駅より……徒歩／約２分
●岐阜各務原I.Cより約10km ……車／約15分
●名鉄岐阜駅より……徒歩／約７分
●岐阜羽島I.Cより約15km ……車／約20分

〔駐車場のご案内〕
●岐阜市駅西駐車場
※当駐車場の駐車券をご用意いたしておりますので、株主総会会場受付にて駐車券をご提示ください。
※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
●会場建物内および周辺は禁煙地域となっております。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080